

小牧市母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

小牧市長 天 野 正 基

小牧市規則第 1 0 号

小牧市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

小牧市母子保健法施行細則（平成25年小牧市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条第1項中「(様式第2)によるものとする」を「に法第20条第4項に規定する指定養育医療機関の医師が発行した養育医療意見書その他市長が必要と認める資料を添えて行わなければならない」に改め、同条第2項を削り、同条を第2条とする。

第4条を第3条とする。

第5条中「必要な事項は、市長が」を「この規則の施行に関し必要な事項及び必要な書類の様式は、別に」に改め、同条を第4条とする。

別表中「第4条」を「第3条」に改める。

様式第1から様式第3までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。